

下水道に関する補助金

(下水道接続促進補助金)

■対象者

下水道の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造して接続工事を行う人、または浄化槽を廃止して接続工事を行う人（いずれも建物の建て替えに伴うものを除きます）で、次の条件をすべて満たす人を対象に補助金を交付しています。

- ☐ 国または地方公共団体でないこと
- ☐ 市税および市の各種徴収金などを滞納していないこと
- ☐ 下水道を利用できるようになった日から、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽は1年以内に下水道接続工事を完了すること
- ☐ 下水道接続工事の対象となる建築物を居住用として使用していること
- ☐ 販売目的の建築物ではないこと
- ☐ 下水道接続工事に関し、他の補助金の交付を受けていないこと
- ☐ 排水設備の計画の確認を受けていること

■補助額

補助金の額は、下水道接続工事費の範囲内で、1件あたり **10万円**を限度（生活扶助世帯は市が認定する額）

■注意事項等

補助金の申請をするときは、排水設備計画確認申請書とともに、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所お客さまセンターへ必要書類を提出してください。

また、申請にあたっては、申請日の属する年度の3月末までに工事を完了（検査済み）できるようにしてください。

■お問合せ先

下水道経営課営業係
廿日市市串戸五丁目10番15号
TEL：0829-32-5490

